長与町農業委員会会議録

令和２年１１月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和２年１１月農業委員会総会

１．日時　　令和２年１１月２５日（水）　　９時３０分から１１時４０分

２．場所　　長与町役場４階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　渡邉　章三

委員　　３番　原田　成信　　４番　崎山　光子　　５番　永田　好紀

６番　岡﨑　道子　　７番　原口　司　　８番　山本　忠典

９番　益冨　雅彦　　１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子

１２番　原田　正利

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　永冨　義徳　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　山口　健士　　５番　増田　博光　　６番　坂口　勝利

７番　坂本　謙二　　８番　坂本　秀哉

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第４　　第３号議案　非農地判断について

第５　　第１号報告　農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出について

第６　　第２号報告　農地改良届出報告書について

８．農業委員会事務局職員

事務局長　　福本　美也子

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主任　　松本　あゆ子

事務局　皆さん、こんにちは。総会の開催に先立ち報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員１２人中１２人全員の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は８人出席でございます。

それでは、ここからの議事の進行につきまして、水谷会長よろしくお願いいたします。

議　長　おはようございます。間もなく師走ということで、極早生、早生みかんの採収、販売がほぼ終わろうとしています。私は佐世保の農業委員会会長と月１回会うんですが、針尾・佐世保のみかんの販売状況をお聞きすると、大体キロ４千円位で売れています。手取りはどれくらいか聞きますと、２５０円から高い人で３００円だそうです。日本農業新聞で長崎の販売状況を見ますと、４千円ぐらいあるんですね。じゃあ、長崎・西彼・長与のみかんはどうなのかというと、ご存知の様に平均しますと２３０円位で非常に格差があるなと。この格差は何だろうと思います。マルチで「味ロマン」とか特別なものが３から５％以内位というのが現実なんですけれど、ここら辺が農業者の農業意欲といいますか、そこら辺がだんだん長与は下がって行くんじゃないかと懸念をしています。そういう意味で、生産者が手取り２００円位になると農業者の意欲と後継者が続いていくんじゃないかと考えています。今度の全国農業新聞に長与町が担当で、そこに書いていますけれど、専業農家が５年間で増えています。これは退職後に農業にはまり、専業になっているのではないかと思っています。そういうことで、後継者をどうするかという問題については、長与町は専業もさることながら一種兼業、二種兼業、ここら辺を大事にして、今後農業を推進できる方法を皆様と一緒に検討できればと思います。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、令和２年１１月の農業委員会総会を開催いたします。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名いたします。１０番　柳原厚志委員、１１番　山口多美子委員を指名いたします。

日程第２　本日は、第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請が２件、第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請が１件、第３号議案　非農地判断について、が出されています。報告事項では、農地転用専決処分報告が１件、農地改良届が２件です。

では、日程第２　提出された議案の審議に入ります。第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請についてですが、１件目と２件目は、関連がありますので、まとめて説明をいたします。事務局お願いします。

事務局　それでは第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、説明いたします。第１号議案の議案書１ページをお開きください。

整理番号１２　申請地が長与町本川内郷（地番）。地目は畑で、２，６８０㎡。同じく、（地番）、地目は畑で、７５㎡。同じく、（地番）、地目は畑で、１８㎡。同じく、（地番）、地目は

畑で、１２３㎡。計４筆の２，８９６㎡です。農地区分は２筆は農用地区域内、２筆は農用地区域外です。申請者は、譲渡人が、長崎市八幡町（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長崎市滑石（地番）、（氏名）さん。申請目的は、所有権移転の売買で、価格は〇〇円、１０ａあたりの単価は、〇〇円です。

続いて、下段の整理番号１３を説明いたします。こちらは、売買ではなく使用貸借です。申請地が、長与町平木場郷（地番）。地目は畑で６１６㎡。農地区分は、農用地区域内です。申請者は、使用貸人が、長与町嬉里郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長崎市滑石（地番）、（氏名）さん。申請目的は、使用貸借権１０年の設定です。備考欄に記載している通り、譲受人は以前から作業委託という形態で農作業をしていたが、今回農地を譲受け、借受けて、新規就農として農業を行います。譲受人の耕作地は０、現時点では農地はお持ちではありません。労働力は５人です。本川内郷、平木場郷ともに都市計画区域外となります。

ここで、本日お配りしております、就農計画をご覧ください。新規就農をされる方には皆さん、最初にこの就農計画を提出していただいております。計画内容について簡単に説明いたします。（譲受人）の就農計画です。１－（２）就農時における目標の欄をご覧ださい。経営規模は０．３５ｈａ、作物は主にブドウを栽培されます。所得目標は、年３００万円、労働者は記載の５名です。下段の２－（１）の過去の農業教育・研修経験は、平木場郷の（氏名）さんのところで、１年間実務研修をされておられます。次のページをお開きください。（４）の就農準備計画としては、令和２年１２月に農地を取得、今回の議案の分です。令和３年１月に農機具の導入を予定されていまして、動噴、ユンボ、軽トラックを自己所有されています。（２）の資金調達計画については、すべて自己資金となっています。次のページの営農計画書をご覧ください。４に年次及び年間耕作スケジュールがありますが、来年１月から植え付けを開始し、収穫については、３年目の令和５年の８月を予定されています。

議案書にお戻りください。面積について少し説明をいたします。整理番号１２と１３の面積を合わせると、３，５１２㎡ございます。農業に参入するためには、農地をある一定以上持っていないといけないという「面積要件」がございます。長与町では、その面積を「最低３反」と定めており、３反以上農地を保有することが、長与町で就農するための条件となります。現時点で（譲受人）は、農地はお持ちではないですが、今回の２件の申請で、３．５反を取得し、面積要件をクリアしますので、就農者として認められることとなります。

次に、土地の所在を説明します。２ページをお開きください。まず、整理番号１２の本川内郷ですが、〇〇ダム近くの（施設名）からずっと山手に上った場所にございます。とてもわかりにくくて申し訳ありませんが、本川内郷の（地区名）のところです。３ページに拡大図を添付しておりますが、赤色で表示してある場所が、本川内郷（地番）、その上の黄色が（地番）、黄土色が（地番）、黄緑が（地番）です。

次に、整理番号１３の平木場郷の所在ですが、４ページをご覧ください。こちらも広域の地図で申し訳ありませんが、平木場郷の（施設名）から奥へ進み、〇〇橋を通過して、〇〇バス停からさらに山手へ上った場所にございます。５ページの拡大図の、赤色で表示してある場所が、申請地、平木場郷（地番）です。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

１件目の本川内郷の件について、永冨義徳推進委員。

推進委員１番　　今月の１６日９時３０分に会長と、役場の方２名、私と原口さん、そして（譲受人）、（譲受人）と一緒に働いておられる（氏名）さん、それから、この土地の売買のお世話をしている方、その方々で現地を見ました。当初、この場所は（氏名）夫妻が住んでおられまして、その方達が炭を焼いたり、椎茸栽培をしながら、みかん園を開かれた所です。立派なみかん園ができていたんですけども、高齢化によりそれもできなくなりまして、（譲渡人）にこの土地を売られました。その一画に公園のようにして管理をされた所があって、そこを（譲受人）が今度買われるということです。そこは公園のようにしていましたので、セメントを張ってあるんですが、（譲受人）は、セメントを剥いでぜひぶどうをしたいと言っておられました。農業が好きで、〇〇病院にみかん園とぶどう園があるそうで、現在、その管理を（氏名）さんとしているということで、それでぜひ自分も農業をしたいということで、ぶどうを始めると言っておられました。

一つ私が心配しているのは、その買われる土地の上に２.５ｍ位の道路が走っているんですが、その上がずっと山になっていて、雨の時にそこから湧水が出たり、上から水が流れ込んだりする時があるんですね。それでもし、ぶどう園を開いたときに、その排水をしっかりしなければ、下が民家ですので流れ込む恐れがあるかなと心配しております。以上です。

議　長　　続きまして、地区担当の農業委員さんお願いします。７番　原口司農業委員。

７　番　　永冨さんから説明がありましたけれど、付け加えます。〇〇病院が持っているみかん畑、みかんとデコポンを２町位、依頼されて管理されているみたいです。草刈り機６台・チェンソー６台・発電機・動噴・ユンボ、そういったものを一式揃えて、現地では、先程説明があった公園で、大きくなった木を切って、ちょっと崩れかかった所があったんですけど、既に、ユンボで石垣を積んで手直しをされていました。家でも１００坪位の庭で、梨・ぶどう、それから、バナナを、写真を実際に見せてもらったんですが、作っているということで。今回はもっと本格的にぶどうをやりたいということで、本川内の方に来てチャレンジしたということでした。年齢が７６歳なので、「何歳までするんですか」と聞いたら、あと１０年は頑張ってやるということでした。特に問題はないかと思います。以上です。

議　長　　次に、２件目も一緒に説明を加えていきます。最初に推進委員の尾崎委員お願いします。

推進委員
２　番

現地調査を、１１月１７日１０時３０分から行いました。立ち合い者は、水谷会長・福本局長・森係長と農業委員である永田さんと私、貸主と、今度借りられる（氏名）さん、あと事務的な手続きをする事務所からお一人おみえになっていました。現地は、現在もみかん等作っておられまして、管理等も十分にされているような状況です。一部空いていた所については、新規でぶどうを植栽されておられました。労働力については、この資料にありますように、本人を含め５名の方で作業をされるということで、あと、詳細につきましては、先程説明等がありましたので、割愛させていただきます。特に問題はないと思います。以上です。

議　長

続いて、地区農業委員の永田委員お願いします。

５　番

尾崎さんから説明がありましたとおり、私も平木場の土地がきれいになるなら、良いのではないかと思っています。その土地にはみかんの木が植えてありまして、その中に「紅みかん」というちょっと変わったみかんを植えてあります。ぶどうも２０㎡位あって、そこでぶどうをするような話をされておりました。イノシシ除けのメッシュもあって片方は川になっておりますので、別に問題はないのではないかと思います。以上です。

議　長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
渡邉委員、どうぞ。

２　番

問題はないと思いますが、備考欄に以前から作業委託という形態で作業とありますが、いつ位から作業委託をされたのかなと思って。

議　長

事務局、どうぞ。

事務局

事務局の方で本人さんに聞き取りをした範囲でございますが、本人さんからは３０年近くそういった作業委託を行っているとお聞きしております。

議　長

他にありませんか。山本委員どうぞ。

山本委員

年齢の件で。７６歳ということで、あと１０年となれば８０歳を超えるので、年齢的にあ

と１０年できるかできないか。周りも宅地があるみたいなので、後継者の話とかあがっているのかなと思い確認させてもらいたいのですけど。

議　長　　では、事務局。

事務局　　ご本人からは、後継者の話までは、確認しておりません。お歳は７６歳ですけれども、見た目でというと言い方は悪いですが、すごくお元気で、やる気もすごくあられる方でいらっしゃいました。

議　長　　私の方から付け加えます。元々は長崎出身の方ではなく県外の方。こちらに来られて、基本的にここにありますように造園業をずっとやっていた。造園をやって、結局、本川内に住み着こうという形で、住まいと農地をそこに求めると。私が見た感じでは、体力的も含め私よりも若いのではないかなと思いました。非常に意欲的であるし、確かに年齢の心配は私もしましたけれども、色んな職種をされていて、特に造園で幅広い事をしていて。ここにある労働力の中におられる方々は、農園の作業委託をしたり造園をしたり色んな事をやっているようです。それで、この歳になって自分の農業をやりたいという事です。バナナとか色んな事にもチャレンジされていますし、知識は豊富だと。意欲は満々だと見ていますので、後継者の心配はありますけども、農業者としては非常に良いのではないかと思います。こういう方々がどんどん増えていく事を楽しみにしているんですけども、長与の中では特異な方だと思います。以上です。
　他にありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　質問なしと認めます。それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
　まず、１件目の本川内郷の所有権移転の売買について、説明のとおり、農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議のない方、挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、全員一致で許可する事

に決定いたします。
　次に２件目について、１０年間の使用貸借ですけども、農地法第３条の規定による許可申請に許可することについて、異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、全員一致で許可する事に決定いたします。

議　長　それでは続いて、第２号議案です。これは法令も関わりますし、色々少し時間がかかりますけども、調整区域の中の開発でもありますし、具体的に資料と説明を加えて、それから皆様方に質疑等を受けていきたいと思います。事務局からの説明をお願いします。

事務局　それでは第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案第２号のＡ３の分になります。そちらをお開きください。
　今、会長がおっしゃったとおり、今回は面積が大きい大規模な開発にかかる農地転用の申請になります。まずは、Ａ３の議案書の説明をいたしまして、そのあと本日お配りしています、資料№.２で内容の詳細を説明させていただきます。まずは議案書の方からまいります。
　整理番号９　申請地は、長与町三根郷（地番）、１，２７５㎡。以下すべて（字名）で、（地番）が３.１７㎡、（地番）が９５㎡、（地番）が７８４㎡、（地番）が３.８５㎡、（地番）が１０９㎡、（地番）が４.７１㎡、（地番）が２，３２９㎡、（地番）が５０５㎡、（地番）が５，１０２㎡、（地番）が１，２９５㎡、（地番）が１，５６４㎡、（地番）が２１３㎡で、計１３筆ございまして、合計が１３，２８２.７３㎡です。なお、現況地目は、下から２行目の（地番）のみが地目が田で、他はすべて畑でございます。農地区分につきましては、１３筆すべて農用地区域外となっています。申請者は、譲渡人が、長与町三根郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長与町高田郷（地番）、〇〇法人（法人名）理事長（氏名）さんです。申請目的は、所有権移転の売買です。施設の概要としては、老人福祉施設１棟を建築いたします。鉄筋コンクリート２階建のもので、建築面積は、２，５２７．８６㎡です。駐車場が１０４台分ございます。全体面積といたしましては、１３，６０８．０２㎡、内訳としては、転用部分、地目が農地の部分が１３，２８２．７３㎡、併用部分、農地以外の地目が３１９．５１㎡となっています。備考欄をご覧ください。譲受人は、高田郷にある施設が老朽化し、国の設置基準にも充足できず、増築が困難であるため、申請地に移転し建設します。市街化調整区域になります。
　ここにあります、高田郷にある施設とは、（事業所名）になります。（事業所名）は、建設後、約５０年が経過しておりまして、施設の老朽化や耐震性の問題が挙げられています。ま

た、土砂災害防止法により、現在の高田郷の所在地が災害警戒区域に指定されているとのことで、そういった背景から、移転を計画され、今回の申請を出されております。

ここで、本日配布しております参考資料№.２の方でご説明をしたいと思いますので、Ａ３の資料をご覧ください。この資料で全体の計画概要を説明します。まず、１ページの付近見取図をご覧ください。場所につきましては、〇〇団地の一番奥、バス道路の一番突き当たりのところになります。〇〇バスの停車場がございますが、そのすぐ隣にございまして、図面の黄色で塗りつぶしている場所が該当地になります。黄色の外枠をピンク色で囲まれていると思うんですけども、外周は、里道で囲まれておりまして、隣接する農地はございません。

続いて２ページをご覧ください。公図の写しですが、該当の場所を筆ごとに区分けしている地図になります。筆ごとに登記地目情報が載っているかと思います。この中で、田や畑の他に、山林や原野になっている箇所があると思うんですけども、これらについては、登記上は、山林・原野ですが、現況が畑となっておりまして、ここも農地として取り扱う形になります。ですので、今回の農地転用申請につきまして、公図の写しで原野や山林となっている場所につきましても、農地転用申請対象農地として含められている形になります。

続いて３ページの土地利用計画図をご覧ください。これが今回の施設建設の計画図となります。西側の濃い黄緑色のところがバス道路からつきあたった所になりますけれど、ここが道路からの進入口になります。そして、南側に特別養護老人ホームとありますけども、建物を建てまして、北側の山手の方に駐車場を整備する計画になっています。駐車場の横に広場や庭園とありますが、こちらは、入所者さんたちの憩いの場として計画されているエリアになります。汚水排水についてですが、南側の建物沿いに、赤い太線があると思います。これが下水道管の経路になりまして、ここから前面道路の既存の汚水管へ接続します。雨水排水については、用地の外周を青い太線が囲んでいますが、外周に側溝を新設し、南側の所に青く塗られている所が調整池になりますけども、側溝から調整池に自然流下させ、そこから道路側溝へ放流させる計画となっています。

４ページ以降は、断面図と建物の立面図、現況写真を添付しておりますので、説明は割愛させていただきますが、ご確認いただければと思います。

なお、補足ですが、今回のように、大規模な開発を行おうとするときは、都市計画法にのっとり、長崎県知事から「開発行為の許可」を受ける必要がございます。「開発の許可」を受けるためには、開発事業者は、長与町の開発指導委員会において、道路や上下水などの個別事項について協議を行う必要がございます。また、県においても、開発にかかる事前協議を行う必要がございまして、その協議が整ったところで、開発許可の申請を県知事宛に行うという流れになっております。今回の案件につきましても、これまで協議が行われておりまして、その協議がある程度整ったということで、１１月４日に、「開発の許可申請」が長崎県振興局において、受理されております。それをもちまして開発にかかる協議がある程度整っていると判断ができるかと思いますので申し添えたいと思います。

なお、この農地につきましては、立地基準は、第２種農地、一般基準としては、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。

以上です。

議　長　　ただ今の説明が終わりました。
現地確認を行っていますので、田中光夫推進委員さんから説明をお願いします。

推進委員
３番　　１１月１７日の午前中、水谷会長・事務局長・森さん、それから柳原委員と私、それと、業者さん立ち合いのもと確認をいたしました。資料№.２の８ページを見ていただければ分かりますが、写真がありますが、現地は一部みかんを作っておられましたが、管理をされていない状況で、そのままにしておくと、山林化する可能性があると思われました。それで、（譲渡人）の後継人の息子さんもおられるんですが、他に就職されていて休日に手伝う程度で、管理ができない状況であると思われますので、別に問題はないと思われます。以上です。

議　長　　はい。次に地区担当農業委員、柳原委員さんお願いします。

１０番　　経緯は田中委員が言われたとおりですが、私の方から少し補足をさせていただきます。土地の所有者の（氏名）さんは、ご主人を亡くされて、息子さんも勤めているので、なかなか土地を管理するのは大変だったと思います。人を雇って草払いとかされていたんですが、現状としては荒地になってしまっています。１７日の現場確認の時も、〇〇側から確認をしましたが、みかんとか植えていたんですがあまり見えない状態で、荒地になっていました。今、売買している土地は、昔は割と急傾斜地だったんですけが、〇〇団地の開発のときに土を埋めて、現状は平たくなっています。〇〇側が少し高く、〇〇バスの待機所のところが一番低い形状で、平たくはなってはいますがある程度傾斜はついています。現状としては、（譲渡人）もなかなか農業ができないし、後継者も働きに行かれていてできないということで、こういった老人ホームが出来るということで譲渡することを考えられたと私は思っています。これが譲渡されてホームが建った場合、周りの農地とか周りの住宅にはほぼ影響はないと判断しましたので、承認していただければと地元の農業委員として思っております。以上です。

議　長　　私も確認をしまして、特に雨水排水についてどうなのかと思いました。これだけ広い土地で全面アスファルト補装をして建物が入りますので。この件について資料の３ページを見てください。先程局長が申し上げたように、全て外周に側溝をはめて、それで最後に調整池がございます。青色の部分です。これが面積が１８７㎡。２ｍの深さにしましても約４００ｔ近くの調整能力があります。それから下、流末がかなり大きい管路が入っていまして、これで対応できると思います。業者へも流入計算、流速とかも含めて、後で資料を提出してくださいと要請をしているので、この流末については安全性はあるんじゃないかと思います。それと管路を真っ直ぐに下に落として、（地区名）の方へ落としていくという形で、既に既存の側溝がかなり大きいものが入っております。６０㎝くらいの管路が入っていますから、十分

じゃないかと思っております。
　それでは、皆さんのご意見・ご質問を伺いたいと思います。
　崎山委員どうぞ。

４　番　　今、説明をお伺いしましたけれども、これだけの水を貯める装置があるのは、この施設の中での再利用はされないのでしょうか。例えば、トイレに使うとか、そういう計画はないのでしょうか。

議　長　　聞き及んだところでは注水とかそういうのはない。調整池に水を貯める形にはならないと思います。防火水槽等が手前に４０ｔありますし、雨水排水について、注水とかそういう形は聞いておりません。

議　長　　他にありませんか。３番原田委員どうぞ

３　番　　先程説明の中で、調整池から下に（地区名）の方に落とすというお話を聞いたんですけど、落とした場合に、下の方で問題等は発生しないのでしょうか。

議　長　　柳原委員、ちょっとそこの説明をお願いします。

１０番　　原田委員が言われた雨水排水の問題については、（地区名）の方に、溝川といいますか、小さな川があったんですけど、（地区名）を建設するときに、下の側溝も川もコンクリート舗装できれいにしているんですよね。それがかなり広い幅なので、別に問題はないと思っています。

議　長　　この流水の管渠を埋めてあります。団地の表流水と別に６００径の大きいものを。入口の方はU字溝で持っていって、途中の下ったところは、大きいものを埋設してきれいに整備してありますので、まず心配ない。それと、流末の最後に、今言われた水路の改修も含めてですね。下に２宅程ありますけれど、そこに影響がないような形で水は流れていくと私は判断しています。これについては、今、この様な時期ですから、大雨とかそういう対策についての心配もありましたから、とりあえず、業者に流量計算、時間雨量・瞬間雨量、流速も含めて計算書を出してくださいと言っています。これはもう既に開発指導委員会の中で、指導がなされていることだろうと思います。土木もこの中に入っていますから、そこら辺の判断は

チェックをされているのではないかと思います。農業委員会としてもその資料をくださいと言っていますので、これを県にあげるときは完璧なところで提出をしていきたいと思っています。

議　長　　渡邉委員どうぞ。

２　番　　この水の問題ですが、〇〇団地は団地としての調整池がありますよね。あそこの中に、全部じゃなくても一部は入っていかないのでしょうか。(地区名) に下るところの階段の脇を通っているんじゃないかと思って見てはきたんですが、一部は (地区名)の調整池に入る高低差もあるのではないかなと思って。

議　長　　私も確認しましたけども、向きが反対の方に向いているんですね。ここは図面で見ると、フラットに道路から見えますけれど下がっています。４m位下がっています。向きは、〇〇バスの方向に向いているんです。ですから、そこの流末の最後に調整池を作っているという形になります。あそこは開発の時にかなり広い公園を作って、そこを調整池にということで作らせているんですね、長与町の開発指導委員会で。だからそこにという話がありましたけど、向きがちょっと違う。だから、こっち側はこっちの方に、団地内のものは全部公園の中に調整機能を持たせて。そこにはまず向きとしては入らないです。

議　長　　他にありませんか。はい、山本委員どうぞ。

８　番　　確認だけなんですけど、よくこういう施設とか大きな団地ができれば、周りの農地の方にとっては、栽培する上で駆除とかそういうときに、こういう建物がなかったらしやすかったのにとか、そういう意見をよく聞くんですよね。問題ないという事だったんですけど、そういう確認は事前にされているのかなと思って確認させていただきました。

議　長　　ここはですね、周りは全部里道、赤道です。それと、もう一つ山手の方は全部（譲渡人）の農地。それとこっち側は団地です。当然、団地の意見はその自治会に、地元説明会を経たうえで、地元の方も特養ができることについては賛成だと伺っております。反対意見はなかったと。ただこの入り口についてですね、やはり、自分の家の前から入らないでというのがあって、真っ直ぐ突き当りからカーブを下がって行くような道路ができています。そういうふうな設計者のお話でした。

議　長　　他にありませんか。はい。渡邉委員どうぞ。

２　番　　１ページの申請目的の契約、ここら辺の中身を教えていただけませんか。それと、（事業所名）がここに建てるという場合の事業費はどれ位になるのか。

事務局　　契約内容としてここにない情報としては、許可がおりてから工事期間計画は４年間で建設を行います。あとは資金計画ですが、申請書で必要経費として挙げていただいている金額は、土地の購入費、それから造成費あとは建築費、その他諸々の経費が全て含まれた上で、資金計画をいただいております。

議　長　　その前にちょっと移転の計画の背景を申し上げます。先程局長が言いましたように、５０年経っているので、耐震計画、これが一番大きなもの。それから、今特養も面積等の基準が変わってきている、広くなってきている。そうすると、古い家を改造していくと相当な金がかかる。それと皆さん方ご存知の様に向こうは急傾斜地の中にあります。地滑りの問題も段々出てくるということで、そういう意味でこちらに移っているという事です。そのほうが良いんじゃないかと。今の（事業所名）も長与町です。長与第１号でできた所ですね、特養で。そこ全体が移転することは、非常に長与町としてはメリットがあるんじゃないかなと思います。それと、近場で非常に日当たりも良いし、バスもあります。特に、調整区域の中では、〇〇法人の一定の面積であれば移転が可能ですから、半公共ですから。そういうことで移転ができるという形です。
　渡邉委員どうぞ。

２　番　　先程、ここの土地が山を畑としてみるとのことでしたが、地目上山ですよね。それも買う場合は畑として買ったのか山として買ったのか、どっちなのかなと思って。

議　長　　基本的には、現況地目を中心に売買がなされます。あそこは元々、造成前はため池があって水田があって、山が入り組んでいて、そして、向こう側が斜面地にみかん畑があってという形であったわけで、それからいきますと、その山林も、開発の時にいっぺんに造成をしていますから、現況地目では農地に準じるという形です。ですから、売買もその価格になるんじゃないかと。だからそれを台帳地目での売買とはなっていないんじゃないかなと思います。

２　番　　例えばね、１号議案の１２、ここでは契約については売買として、下に表示をしてあるわけですよね。今度の場合、それが表示されていなかったから、ちょっとおたずねをしたわけです。中には水田もありますよね。というのは、私もこの団地を造る頃から良く知っているし、(譲渡人)の家の前から眺めた事もあるんですが、あそこの団地は、長与町ではナンバーワンの団地だと。風も当たらないし、日当たりも良いしという事で値段も結構高かったと、当時言われた気がします。そういうことで、今回これは良い事だと思うんですが、書類を見るうえで、契約が今までずっと出てきた部分がここでは空白になっていたもんだから、何か都合があるのかなと思ってお聞きをしたわけです。あとは他の町内の農地と、どの位違うのかなという事も見たかったのでおたずねをしました。以上です。

議　長　　基本的に、この資料№.２にかがみを付けておけば良かったんですね。そうすれば転用の趣旨とか事業計画がわかったんでですね。当然、その売買について価格がいくらなのかというのがありますから、今回事務局と協議をしていきたいと思います。別に意図があってここを抜いたというわけではありません。当然資金計画があって、そういう事を表に出して、皆様に審議をしてもらうというのが前提ですので。

事務局　　補足ですけど、今までも金額を書くのは３条の申請だけです。５条については、造成等全体になりますので、これまでも金額については明記はしておりません。そういった経緯はございます。以上です。

議　長　　今後、検討します。要するにそれを出して悪いという事ではないんです。ただ、今言うように、全体像が見えるように皆様には提示できるものは提示していきますので。そうしないと、これは県に上がっていきますから、県に上がった時に、皆さん方が資料なしで「イエス」と言ったのかという形になりますから。当然、今回は県に出す資料も含めて、たくさん資料を付けた形で、皆さん方に説明を加えているところです。

議　長　　他にありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。この農地法第５条の許可申請を、県へ進達する事について、農業委員の賛否を挙手で取ります。異議のない方は挙手をお願いします。

事務局　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、県に進達することに決定いたします。

なお、この案件については、面積要件が３千㎡を超えておりますので、長崎県農業会議が設置している、常設審議委員会の審査が必要となります。それを経て、その答申を合わせた形で県へ進達することとなりますことを申し添えます。

議　長　続いて、第３号議案　非農地判断についてに入りますが、件数が全部で２１件と多いので、郷単位で審議したいと思います。はじめに、番号１の平木場郷の件について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第３号議案　非農地判断についてご説明します。議案書の２ページをお開きください。

内容の説明に入る前に、非農地判断について、少し説明をいたします。表のタイトルとして、「非農地通知対象者一覧表」と記載していますが、これは、皆さまに夏場に行っていただきました、農地利用状況調査において、Ｂ分類、「再生利用が困難とみられる荒廃農地」、いわゆる山林化している農地と判断された農地について、農地からはずす、非農地とする候補地の一覧表となります。調査結果がＢ分類となった農地のうち、事務局の方で、これまでの農地の状況や、農地の場所などから検討し、非農地と判断したものを、２１件あげております。この２１件につきまして、本日ご審議いただき、非農地にすることを決定いただきましたら、ご本人さんへ「非農地通知」を発送し、農地から除外する、という手続きをとります。なお、ここにあがっている農地につきましては、事前に各所有者様へお手紙をさしあげ、非農地にすることの意向確認をしておりますので申し添えます。

それでは、内容について、地区別に郷別にご説明いたします。

まずは、平木場地区の１件です。番号１、遊休農地の所在地は、平木場郷（地番）、畑の７２６㎡。所有者は、右から２列目に記載しています。（氏名）さん　平木場郷（地番）、農振区域の区分は農用地です。

３ページをご覧ください。遊休農地の場所ですが、（施設名）から奥へ進み、〇〇橋を通過して、〇〇バス停からさらに山手へ上った場所にございます。わかりにくいですが、４ページに番号１と表記してある場所が今回の該当地区になります。平木場地区は、１件です。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。尾﨑明光推進委員。

推進委員２番　　現地調査を１１月１７日の１１時頃から現地を確認いたしました。現地の状況として、雑木等が大きく成長していて、耕作等は１０年といわない程されていない状況です。木も大きいのは直径２０㎝以上あったりしていますし、竹の方も全ての所に侵食をしておりますので、非農地の判断として考えて問題ないと思います。以上です。

議　長　　続きまして、永田委員さんお願いします。

５　番　　尾崎委員から説明があったように、孟宗竹とかあるいは大きな木が立っていて、畑じゃなくて山林化しているんですね。それで非農地として取り扱っていいんじゃないかと思っております。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。番号１について、説明のとおり、非農地として判断することに、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、非農地と判断することに決定いたします。
それでは、次２番から１８番までの説明を事務局からお願いします。

事務局　　続きまして、議案書２ページの番号２から１８までの斎藤地区１７件を申し上げます。所有者ごとにまとめて説明いたします。

番号２　斉藤郷（地番）、畑３５９㎡、番号３　斉藤郷（地番）、畑２，２０８㎡、所有者は、（氏名）さん外５名、農振区域の区分は、農振区域内の白地です。番号４　斉藤郷（地番）、畑１，７３８㎡、所有者は、（氏名）さん、農振区域の区分は、農振区域内の白地です。番号５　斉藤郷（地番）、畑１，２７８㎡、番号６（地番）、畑２４１㎡、所有者は、（氏名）さん、農振区域の区分は、農振区域内の白地です。番号７　斉藤郷（地番）、畑３，５３４㎡、所有者は、（氏名）さん、農振区域の区分は、農振区域内の白地です。番号８　斉藤郷（地番）、畑２，０４１㎡、番号９　斉藤郷（地番）、畑１，０５８㎡、所有者は、（氏名）さん他１名、農振区域の区分は、農振区域内の白地です。番号１０　斉藤郷（地番）、畑１，０３２㎡、所有者は、（氏名）さん、農振区域の区分は、農振区域内の白地です。番号１１　斉藤郷（地番）、畑３７５㎡、番号１２　斉藤郷（地番）、畑４２８㎡、所有者は、（氏名）さん、農振区域の区分は、番号１１は、農振区域内の白地、番号１２は、農用地です。番号１３　斉藤郷字（地番）、畑３，１８６㎡、所有者は、（氏名）さん、農振区域の区分は、農振区域内の白地です。番号１４　斉藤郷（地番）、畑５９２㎡、所有者は（氏名）さん、農振区域の区分は、農振区域内の白地です。番号１５　斉藤郷（地番）、畑1，794㎡、所有者は、（氏名）さん、農振区域の区分は、農用地です。番号１６　斉藤郷（地番）、畑２，３２７㎡、それから、一行とんで、番号１８　斉藤郷（地番）、畑２，０１７㎡、所有者は、（氏名）さん、農振区域の区分は、農用地です。番号１７　斉藤郷（地番）、畑１，１８９㎡、所有者は、（氏名）さん、農振区域の区分は、農用地です。以上が斎藤郷の１７件です。

場所ですが、５ページと６ページになります。広域図で、点在しておりわかりにくいですが、ご確認いただければと思います。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、最初に推進委員さんから説明をお願いします。坂本謙二推進委員。

推進委員
７番　　１１月１７日の午後から水谷会長と福本局長、森さんと渡邉委員、私の５名で現地の確認をいたしました。

２番～６番、７番～９番は、私も２回目の推進委員をしているんですが、ずっと山が、竹が生えたりとかしている地区がたくさんあって、農地調査に入っていくのが嫌になるような所がずっと続いていた場所でございます。それと、１０番は、竹林になっております。それ以降の所は〇〇半島に向かって、これがまた山というか、大体こんな所をどう管理していくのだろうかと思う場所ばかりで、農地調査も潮が引いたときに、渡邉委員さんの船を借りて下の方から調査するような場所です。非農地の通知を出していただければ推進委員としても非常に助かりますし、本人もその方が良いのではないのかなと思います。特に問題はないと思います。以上です。

議　長　　続きまして、渡邉章三農業委員さんお願いします。

２　番　　はい。今、坂本委員さんが言われた通りだと思います。もう少し詳しく説明をしたいと思います。まずは２番から６番、地図では分かりにくいと思いますが、〇〇寺の右の方になります。ほとんどここは竹藪と木が植わっていて、大きい木になりますと５０㎝以上で、多分ここも１５年近くは何も手を付けていない。次が７番から９番、ここはご両親が亡くなられて、娘さんが相続人の代表として名前が載っています。ここも１０年以上そのままの状態でどうにもならない。それと１０番は先程言った斉藤の（施設名）の上の方です。後は（地区名)、ここは地図に（施設名）がありますが、そこの下に〇〇公園というのを作っております。その右横の方で、ここも人が入れない状態です。それから、次の１３番から１８番まで、ここについては、車である程度まで行ったらその先はほとんど歩いて行かなきゃいけない。一部は上から歩いていく事ができないので、船をチャーターして海岸から行った方が早い。昔はたぶん海岸から行って、農作物を作っている所ばかりでして、今は後継者がいない状態で、木もそうとう柱にしても良い位の木が立っております。

今回こういうふうに大幅に出たのは、坂本委員も言ったように、９年ぐらい前からこの調査が始まっています。毎年そこに行かなきゃいけないので、非農地にしたらどうかと。そうしないと結局誰もやらないし、そしてまた今、斉藤地区もイノシシが非常に出てきていて、そういう所が住み家になっている。ですから、農地としては取扱いはできないという事で、この結果になっています。よろしくお願いします。

議　長　　今、渡邉委員が説明しましたとおり、実はこの非農地というのは、国も農地と山林の区分を早くするように言っています。去年も申し上げたと思います。ただ、なぜ慎重になっているかと申しますと、農地から非農地、山林へ戻すと、開発の可能性が出てくるというのがあるわけです。そういう所で長与町は慎重になっています。長与の場合は、畑灌の所とかがありますから、そこら辺はなかなかできません。でも、それ以外の所は、今は点で抑えていますけど、もう面で捉えて、ここは山林に戻そう、ここは農地として振興しよう、ということを今後皆さんと一緒に、またワーキングをしてやっていきたいと思っています。今、人・農地プランでも論議をして皆さんとやっていますから、農地として活用する部分は、皆さん方が図面の中でやり取りをするという形になりますから、今後課題として取り上げて行きたいと思います。

それでは２番から１８番までについてご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。番号２番から１８番の斉藤郷の件について、説明のとおり、非農地として判断することに、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、非農地と判断することに決定いたします。

これは、最終的には地権者の方へ通知をする。そのあとは、現況地目としてはもう非農地で、農地としての課税はされない形になります。よろしくお願いします。

次に、岡地区の件について、事務局から説明をお願いします。

事務局　　議案書２ページの番号１９から２１までの岡地区３件を申し上げます。番号１９　岡郷（地番）、畑１，４５５㎡、所有者は、（氏名）さん、農振区域の区分は、農振区域外です。番号２０　岡郷（地番）、畑２，２７１㎡、所有者は、（氏名）さん、農振区域の区分は、農振区域内の白地です。番号２１　岡郷（地番）、畑２，２４４㎡、所有者は、（氏名）さん、農振区域の区分は、農振区域外です。

場所ですが、７ページをご覧ください。広域図でわかりにくいですが、岡郷の（地区名）から構造改善道路へ上り、さらに山手の場所に番号１９から２１がございます。

以上です。

議　長　　この件に関して、現地確認を行っていますので、推進委員の坂本秀哉委員お願いします。

推進委員
８番　　推進委員の坂本です。１１月１７日午後３時より、岡郷で現地確認をいたしました。立ち合いには、水谷会長・事務局長の福本さん、係長の森さん・委員の山口さんと私です。畑地から林野への登録変更という事で確認をいたしましたところ、まさしく申し出どおり、山林になっておりました。それで協議をいたしまして、申し出どおり登録の変更が適正であると判断いたしました。以上です。

議　長　　続いて、山口多美子委員お願いします。

１１番　　坂本さんが言われたように、現地確認をして山林化していました。１９番と２０番の方の

後を取られている方は農業は一切しておりませんし、２１番の方もご病気をされていて、車が行く所じゃないとできない状態です。全て山林化されていたと思います。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。番号１９番から２１番の岡郷の件について、説明のとおり、非農地として判断することに、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、非農地と判断することに決定いたします。
　質問をどうぞ、崎山委員。

４　番　　この原案には関係ないんですが、農業委員会の任務を預かって２期目なんですけども、Ｂにする時が一番きついんですね。パトロールをしていていつも思うんですが、この現地の確認は農業委員に完全に任せられているのか、それとも、こういう状態になった時は、役場の方が現地に行って確認をされた後にこの資料になるのか、そこが不安で前からおたずねしたいと思っていました。やはりＡをＢに替えるときは心がつらいです。私たち農業委員の意見で良いのかなといつも思います。少し役場の関わり方を教えてください。

議　長　　基本的には、この農地の確認は農業委員さんに国が任せているわけです。だから、この分類については、役場じゃなくて農業委員が判定をする。判定をする時は２名以上で確認をしなさいと。当然現地調査をする時は２名以上でやっているわけですから、確認はできています。なおかつ、もう１回こちらから文書を出しています。ただ、なぜ行政が関わってくるかというと、農振農用地の問題、それから、畑総、畑灌とか色んな補助対象事業の中に入っているか入っていないかの問題があります。だからそういう事が行政の中にあって、なおかつ個人の要望もあって非農地という形になっています。ただこれはやはり一定のルールを作っていかなきゃいけない。それと農振農用地の線引きも、農業委員さんの意見も取り入れなが

ら、行政がしていかないといけない。これは、３年とか５年とか線引きの機会がありまして、その時でないとなかなか大幅な線引きはできませんが、農振農用地を外せば、非常にやりやすいという事ですね。ただ、皆さん方が、一番現場で確認をして一番良く知っているわけですから、そういう形でする。当然これをする前には、農林サイドと農業委員会とで良く協議をしてここにあげています。でもこれはやはり点なんですよね。職務代理が言う様に、もっと早くもっと大きく国は線引きをしなさいというふうに言っています。うちも非農地の割当面積が毎年あります。だから、メリハリを付けるのは本当に大事です。ですから、今後、農地調査とこの関わりはもう１回皆さんと論議をしていく、行政と論議をしていく形にしていきたいと思います。

４　番　　一番心配しているのは、皆さんが言われたように、登れないところ、入り口がわからないところ、登ったらどう降りたら良いかわからないという所が、現地調査の中で何件かあるんですね。それは非農地として申請されても良いけど、見た目とても荒れていて誰も手を付けていないのに、地主さんは「いや、ここは頑張っている」と意見を言われる時に、どうしたら良いのかなというのがあるもんですから、今、言われた線引きとかあったら、勉強させていただきたいなと思います。以上です。

議　長　　基本的にですね、農業委員さんは現況調査で良いんです。もう一目瞭然これは山林化している。Ｂ分類が長く続いているというのは当然あるわけで、それはその通りの目視を。ただその目視をする時の基準というのは、皆さんと目ぞろいをして合わせておく事は非常に大事だと思います。

他にありませんか。

それではここで休憩をとります。

（休　憩）

議　長　　それでは議事を再開したいと思います。

これからは、報告事項に移ります。農地転用専決処分が１件ありますので、それを事務局お願いします。

事務局　　報告いたします。まず、令和２年１１月総括表については、説明を省略いたしますので、後ほどご確認ください。

それでは報告事項の１ページをお開きください。

農地転用専決処分の報告書、農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出です。

１．当事者の氏名・住所・職業。譲受人は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、職業は自営業です。譲渡人は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、職業は農業です。２．土地の所在等は全部で５筆ございます。高田郷（地番）、１３㎡。同じく（地番）、３５０㎡。同じく（地番）、4.５３㎡。同じく（地番）、1.２０㎡。同じく（地番）、2.５１㎡。合計で３７１.２４㎡です。地目は、５筆ともすべて登記簿・現況ともに畑です。土地の所有者は譲渡人です。３．転用計画として、転用の目的に係る事業または施設の概要は、駐車場です。４．申請日　令和２年１０月２２日、５．専決処分の日　令和２年１１月１８日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和２年１１月２５日、長与町農業委員会　事務局長　福本美也子。

２ページをお開きください。土地の所在地を説明します。図面の中央少し上に、〇〇バス停がございますが、そこから（施設名）正門に向かい少し上った所から、左に入ったところの、赤色で表示してある場所が届出地でございます。３ページの拡大図をご覧ください。一番面積が大きい橙色が高田郷（地番）で、そこに他の４筆が隣接しております。

以上です。

議　長　　譲受人と譲渡人の関係の説明をお願いします。

事務局　　譲受人と譲渡人は、ご兄弟になります。今回、駐車場を整備するにあたって所有権を贈与で行っておられます。以上です。

議　長　　事務局から報告がありましたが質問ありませんか。

なければ２件目をお願いします。

事務局　　農地改良届出の報告、１件目です。報告事項の４ページをご覧ください。農地改良届出報告書、土地の所在は、高田郷（地番）、地目は、登記簿・現況ともに畑です。面積は、３，６４８㎡の内１，０００㎡。所有者・耕作者はともに、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）。工事期間は、令和３年４月２５日までで、農地のうち、傾斜が急な場所について、傾斜の修正を行い、なだらかな地形になるよう整備します。上記の通り、令和２年１０月７日付の農地改良届について、現地確認を令和２年１０月１６日に行ったので報告します。令和２年１１月２５日、岡﨑道子農業委員、山口健士農地利用最適化推進委員、代読でございます。

届出の場所を申し上げます。５ページをご覧ください。図面の左上に（施設名）がございますが、その裏門を下ったあたりで、７月の総会時に、駐車場整備のための農地転用申請がありました場所のすぐ上の場所になります。赤枠で囲っているところが、届出地　高田郷（地番）で、そのうち、赤色で塗りつぶしている場所が今回農地改良を行う部分、１，０００㎡

です。
以上です。

議　長　　ただ今の件について、現地確認を行っていますので、山口健士推進委員さんから説明をお願いします。推進委員。

推進委員
４番　　１０月１６日に会長、事務局長、森さん他で立ち合いをいたしました。造成改良という形になっていますが、急傾斜のところの泥を押して勾配をゆるくして傾斜をゆるくして、果樹園にするという目的です。現地確認をしましたころ、土量の搬出とかそういう事はないという事で、土留めと多少の勾配の傾斜をゆるくし、後、水の排水等の確認もさせていただきました。改良については、とても羨む程の良い畑になるんじゃないかという感想を持ちました。
以上です。

議　長　　岡崎委員何か付け加えがありますか。

６　番　　息子さんが農業をされているという事だったので、意欲的で問題ないと思います。

議　長　　ご意見・質問はありませんか。
なければ続いて、２件目について、事務局より願いします。

事務局　　続いて、２件目を説明いたします。６ページをご覧ください。土地の所在は、岡郷（地番）、地目は、登記簿・現況ともに畑です。面積は４，０７５㎡の内２，０００㎡で、所有者・耕作者ともに、（会社名）代表取締役（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）です。工事期間は、令和３年３月３１日までで、現在、１段ごとに面積が狭く、作業効率が悪いため、農地を平になるよう整備します。上記の通り、令和２年１０月２日付の農地改良届について、現地確認を令和２年１０月１７日及び１９日に行ったので、報告します。令和２年１１月２５日、山口多美子農業委員、坂本秀哉農地利用最適化推進委員、代読でございます。
届出の場所を申し上げます。７ページをご覧ください。図面の下の方に、岡郷の〇〇バス停がありますが、そこから国道２０７号線を北へ進み、図面中央辺りから山手へ登った、赤枠で囲っている場所が、届出地　岡郷（地番）で、そのうち赤色で塗りつぶしている部分が、今回農地改良を行う、２０００㎡です。
以上です。

議　長　　この件も現地確認を行っていますので、坂本推進委員さんお願いします。

推進委員８番　　坂本です。見て回ったんですが、仕事がし易いようにやりたいという事で、そういう届出だったので良いと思いました。別段問題はないと判断いたしました。

議　長　　山口委員何か付け加える事はありますか。

１１番　　１０月１９日に現地確認をいたしました。段が少しあったので、作業をし易くするという事だったので、私も仕事はし易い方が良いと思いますので良いと思います。

議　長　　ただ今の件につきまして、何か尋ねたいことはありませんか。
次は、行事報告に移ります。

【この後、令和２年１１月の行事報告が行われた】

議　長　　１２月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局　　１２月２５日９時３０分からはいかがでしょうか。

【異議無し】

議　長　　以上をもちまして、長与町農業委員会１１月総会を閉会します。